

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、B職に正式採用となった53年4月までの保険料を同市役所で納付していたことを私は今でも覚えている。また、平成22年に20歳からの10か月間が記録訂正されており、申立期間についても同市役所で何か手違いがあったのではないかと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母がA市役所で納付していたと申し立てているところ、その母は既に亡くなっているものの、その父は、「娘の国民年金保険料は、私の給料で妻が役所に支払に行っていた。」と申述している。

また、申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立期間前後の期間は納付済みとなっており申立期間以外に未納は無く、申立人は、「申立期間当時、両親は働いていたので、お金に困ったことは無い。」としているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、その父母は厚生年金保険に加入しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母が、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月30日から同年9月1日まで
厚生年金保険の記録では、平成6年8月30日にA社で被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社で被保険者資格を取得したとされており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間も継続して勤務していたので、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の同僚3人は、「申立人がA社からB社に異動したのは平成6年9月1日だった。」と供述していることから、同年9月1日とし、同日を申立人のA社における被保険者資格の喪失日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の平成6年7月の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は143万円、申立期間②は150万円、申立期間③は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月16日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月16日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は143万円、申立期間②は150万円、申立期間③は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は40万円、申立期間②は39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月27日
② 平成18年12月16日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は15万円、申立期間③は20万円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月10日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成20年7月10日

年金記録を確認したところ、A社において、平成15年12月、16年7月、18年7月、同年12月及び20年7月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの賞与について、事業主の回答、A社から提出された「賞与手当一覧」及びB銀行C支店から提出された「お取引明細表」から判断すると、申立人は、当該事業所より賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は15万円、申立期間③は20万円、申立期間④は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間⑤の賞与について、A社から提出された「平成 20 年 1 回分賞与一覧表」により、申立人は、当該事業所より賞与の支払を受け、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は18万円、申立期間②は20万円、申立期間③は25万円、申立期間④は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月10日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月10日

年金記録を確認したところ、A社において、平成15年12月、16年7月、18年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、A社から提出された「賞与手当一覧」及びB銀行C支店から提出された「お取引明細表」から判断すると、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は18万円、申立期間②は20万円、申立期間③は25万円、申立期間④は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が

申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年6月から45年3月まで

私は、昭和49年8月にA市からB市に転居し、その時に同居していた友人が、同年8月か同年9月頃にB市役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に特例納付制度を利用し、過去10年分の保険料を納付した。

私もその時、友人と一緒にB市役所に行き、A市から送付された保険料納付勧奨のはがきを同市役所に提出し、特例納付制度を利用して申立期間の保険料9,900円を同市役所窓口で一括納付したが、領収書をもらわなかったため、その代わりとして、そのはがきを今まで保管していた。

申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年8月か同年9月頃、友人がB市役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に特例納付制度を利用し、過去10年分の保険料を納付した時に、私もA市から送付された保険料納付勧奨のはがきをB市役所に提出し、同制度を利用して申立期間の保険料9,900円を同市役所窓口で一括納付した。」と申述している。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は第2回特例納付実施期間中ではあるものの、B市は、「第2回特例納付期間に特例納付の申出があっても、市の窓口では特例納付保険料は収納することができず、社会保険事務所（当時）から交付される納付書で同事務所窓口又は同事務所指定の金融機関で納付することになっていた。」と回答している上、申立人は、「特例納付の納付書を交付された記憶は無い。」としており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その友人が国民年金の加入手続きと同時に過去10年分

の国民年金保険料を特例納付により納付したとしているが、オンライン記録では、その友人が10年分の保険料を特例納付した記録は確認できない上、申立人がB市の窓口で一括納付したとする特例納付保険料額9,900円は、第2回特例納付実施期間中の申立期間の保険料額1万9,800円とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、保険料納付について、これまでの調査以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 63 年 3 月までの期間、平成 11 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 63 年 3 月まで
② 平成 11 年 4 月及び同年 5 月

申立期間①及び②について、昭和 55 年 1 月に結婚した後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付しており、夫の国民年金保険料が納付済みとなっている期間は、同じように私の分も一緒に納付していたのに私の分だけ納付していないということはありません。納税や保険料の納付など義務は果たしてきたのに、私だけ申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 55 年 1 月に結婚した後は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付しており、夫の国民年金保険料が納付済みとなっている期間は、同じように自分の分も一緒に納付していたと申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫の A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①のうち昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの保険料は、B 市ではなく A 市において納付され

ていることが確認できることから、当該期間にA市に住民登録が無い申立人が当該期間の夫婦二人分の保険料を一緒にA市に納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間①は103か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を銀行でまとめて夫婦二人分を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとするその夫も、申立期間②のうち平成11年4月については、国民年金保険料が未納と記録されている。

また、申立期間②は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5279

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から53年3月まで

20歳の時に母親が私の国民年金の加入手続きを行い、大学卒業後から昭和54年12月に厚生年金保険に加入するまで、母親が自治会の婦人会の集金で私の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、大学卒業後から昭和54年12月に厚生年金保険に加入するまで、母親が自治会の婦人会の集金で申立人の国民年金保険料を納付していたと申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の手帳交付年月日の欄には、国民年金手帳が同年9月11日に初めて交付されたことを意味する「53・9・11初」の記載があり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期と一致している。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は98か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

なお、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」に「昭和 43 年*月*日」と記載されているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではなく、保険料納付の始期を示すものでもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から11年3月まで

私は、平成8年7月に勤めていた会社を退職し、実家の自営業を手伝うようになった。その際に、母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も母が納付してくれていた。父と母が申立期間に保険料を納付しているのであれば、私の分も一緒に納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「平成8年7月に勤めていた会社を退職し、実家の自営業を手伝うようになった。その際に、母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も母が納付してくれていた。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると平成11年6月7日に申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できる上、申立人の所持している年金手帳の交付年月日も「平成11年6月7日」と記載されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の大部分は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を

納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から59年12月まで

私は、昭和53年12月末にA区からB市に転居し、その時に、B市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、同市役所から郵送された納付書で3か月ごとに近所の金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年12月末にA区からB市に転居し、その時に、B市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、同市役所から郵送された納付書で3か月ごとに近所の金融機関で納付していた。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年8月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録及びC県D郡E町（現在は、F市）の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は「昭和61年2月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間は73か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5282

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から16年5月まで
平成14年は、私が独立し事務所を立ち上げた年なので、平成14年度以降の国民年金保険料は全て納付していたと自負している。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年は独立し事務所を立ち上げた年なので、平成14年度以降の国民年金保険料は全て納付していたと申し立てているが、国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付方法に関する記憶が明確でないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの期間及び60年4月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和60年4月から平成2年6月まで

申立期間①については、私が20歳になった頃、父がA区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間②については、私は、昭和60年春頃に知人から期間が足りないと今まで納めた分が無駄になってしまうとアドバイスされたことを覚えており、夫が申立期間②の国民年金保険料を納めていたと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は20歳になった頃に、その父がA区で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、その父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年2月頃に払い出されたと推認され、B市の国民年金手帳記号番号払出簿の氏名欄には婚姻後の氏名が記載されていることから、婚姻前である20歳になった頃に申立人の父がA区で加入手続をしたとする申立人の申述と相違する。

申立期間②については、申立人は、その夫が国民年金保険料を納付していたとしているが、その夫は、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、当該期間の納付状況が不明である上、申立人にアドバイスしたとする知人の氏名や連絡先は不明である。

また、申立期間②は63か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私が大学生であった時の申立期間に係る国民年金保険料は、私の母が納めていた。当時、国民年金保険料は、近所の人たちが集金しており、その額は50円又は100円だったと記憶しているので、申立期間について保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、その母は既に他界しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について証言が得られないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人は、申立期間当時は大学生であったと申述していることから、国民年金には任意加入することとなるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間については、遡及して加入することはできないことから、制度上国民年金保険料を納付できない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和51年9月1日と記載されており、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿に記載の新規資格取得日と一致している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（山梨）国民年金 事案 5286

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 6 月まで

私は、昭和 59 年 7 月頃に、A 町（現在は、B 市）役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間について、国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 7 月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間については時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付額、納付先等について具体的に記憶しておらず、当時一緒に生活していたとする申立人の父は既に他界していることから、これらの状況については不明である。

さらに、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金保険料を納付した記録が確認できず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 1 日から同年 8 月 15 日まで
申立期間について、学徒勤労隊として動員され、A社（現在は、B社）C事業所に勤務したので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社C事業所の表彰状により、申立人は、申立期間当時、学徒勤労隊として動員され、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社では、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険料の給与からの控除について不明としている。

また、A社C事業所の同僚 10 人に照会し、5人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得られない上、当該同僚5人のうち2人は、申立期間当時、学徒勤労隊として動員された者は、給与を支給されず、厚生年金保険に加入していなかったと思うとしている。

さらに、申立人が自分と同じ学校（D専門学校）から学徒勤労隊としてA社C事業所に動員されたとする者についても、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録によると、申立期間について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は労働者年金

保険の被保険者には該当しない旨明文化されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 30 日から 15 年 1 月 15 日まで
A 社には、B 業種の C 職として、平成元年 8 月頃から同社が倒産するまで勤務した。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳及びA社の元取締役Dの供述から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 15 年 1 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社の元代表取締役の連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元取締役D及びEは、資料が無いため申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否か確認できないと回答している。

さらに、A社における同僚 16 人に照会し 9 人から回答を得たが、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる事情は見当たらない上、当該同僚 9 人のうち 3 人は、F 職として採用された場合、厚生年金保険には加入せず自分で国民年金に加入していたと回答している。

加えて、A社の元取締役Dは、「F 職はG 委嘱契約に基づく報酬制の契約社員であり厚生年金保険には加入させていない。」と回答しているところ、上記の預金通帳により、同社からの入金が無い月があることが確認で

きる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 29 年 10 月 16 日まで
昭和 28 年に A 中学を卒業し、同年 4 月から 2 年間ほど B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 4 か月しかないのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 事業所における具体的な業務内容等の供述により、申立人は期間の特定はできないものの、申立期間当時、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、B 事業所の事業主から毎月小遣いとして 500 円ほど渡されたとしているのみで、申立期間に係る給与支給額及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としており、従業員は申立人一人であったとしているところ、申立人の挙げた事業主及び事業主の弟は、既に亡くなっていることがオンライン記録により確認できることから、兩人から申立人に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿には、B 事業所の記載は無く、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の挙げた同事業所の事業主及び事業主の弟は、申立期間当時、C 組合において厚生年金保険の被保険者となっていることが、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

なお、上記被保険者名簿では、申立人は、昭和 29 年 10 月 16 日から 30 年 2 月 28 日までの期間において厚生年金保険の被保険者となっているこ

とが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 1 月 10 日まで
② 昭和 42 年 2 月 28 日から 43 年 10 月 5 日まで
昭和 41 年 12 月から 43 年 9 月まで A 区にあった B 社に勤務し、C 職や D 職の仕事に従事したが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無かった。当該期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる 20 人のうち、所在が判明した 4 人から回答があったが、いずれも申立人の名前を記憶していない。

また、被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している者が 6 人確認できるが、申立人は、いずれの名前も記憶していない。

さらに、申立人は、同僚一人の名前を記憶しているが、当該同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、B 社の元事業主及び同社で給与計算や社会保険事務を担当していた元事業主の妻は既に死亡しており、申立人の勤務実態や申立期間当時の同社における社会保険の取扱い等について確認することができない。

また、被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日は、雇用保険の記録で確認できる申立人の被保険者資格取得日及び離職日と一致しているほか、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 1 月まで

国（厚生労働省）の記録によれば、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、昭和 37 年 1 月頃に同社で働いていた近所に住む同僚二人に誘われて入社した。当該同僚らは同社の厚生年金保険の被保険者記録があり、その期間は年金額に反映していると言っている。同じ仕事をしていたのに同僚にだけ記録があるのは納得がいかない。第三者委員会で調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、当該事業所に勤務していた期間を具体的には記憶していない上、現在の事業主は、「当時の事業主は他界しており、人事記録等は既に廃棄しているため、申立人の勤務実態、保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は入社時に申立期間当時の事業主から、「試用期間が3か月ある。」と言われたと供述しているところ、現場管理をしていた同僚の一人（被保険者資格取得日は昭和 39 年 11 月）は、「私が入社した時は、経理課から、見習期間が3か月から6か月あると言われた。その期間は社会保険には加入していなかったはずである。」と供述している。

さらに、現在の事業主は、「長年働いていた従業員が独立のため当社を辞め、当社の下請業者となった。申立人が一緒に働いていたとする同僚の二人は当該従業員と一緒に当社を辞めたはずである。」と供述している上、

当該従業員の親族は、「昭和 37 年 7 月に、父は A 社を辞めて独立した。当該同僚二人は確かに独立した父の元で働いており、その間は二人とも厚生年金保険には加入していないはずである。しかし、39 年 9 月に父が他界したため、二人ともまた A 社で働くことになった。」との供述が得られたため、当該同僚二人の厚生年金保険加入記録を調査したところ、37 年 7 月 1 日から 40 年 5 月 2 日までの期間については A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、当該同僚二人のうちの一人は、「申立人とは 2 年くらい一緒に働いていた。」と供述していることから、申立人についても A 社の下請業者として当該同僚二人と一緒に働いていた可能性がうかがえる。

さらに、国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和 38 年 11 月に国民年金手帳記号番号を取得し、同年 11 月分より国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立期間における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8046（埼玉厚生年金事案 6672 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年4月1日まで
② 昭和20年11月1日から21年10月7日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が一部欠落している。

申立期間①については、C尋常小学校（D区）を卒業してすぐにA社に入社した。入社した年に年金制度ができたと記憶している。また、申立期間②については、同社からE事業所に出向し、F業の仕事をしていた。以上のおり、昭和17年から定年退職した平成元年まで一貫して同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずである。

今回、新たに写真及び満35年勤務の表彰状が見付かったので、再度調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、事業主の回答、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証、同僚の供述及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、当該期間の勤務実態が確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年1月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立期間①に係る再申立てにおいては、申立人は、C尋常小学校を卒業した後の昭和17年に申立事業所に入社し、その年に年金制度

ができたと記憶しているのも間違いないと主張しているところ、申立人と同期入社であるとする同僚二人（いずれも昭和*年生まれで、19年4月1日に資格取得。以下「同期の同僚」という。）は、「高等小学校を卒業した昭和19年に申立事業所に入社した。当時、申立人から、19年よりも前に申立事業所に勤務していたという話を聞いたことはなかった。」と供述している。

また、申立事業所において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚8人に追加照会したところ、申立人を記憶している同僚（昭和*年生まれで、17年6月1日に資格取得）が新たに一人確認できたが、「申立人は下級生だった。確か自分よりも2年くらい後に入社したと思う。」と回答しているほかに、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

- 3 申立期間②においては、申立人は、複数の写真を追加提出し、一部の写真から、申立人が申立事業所からE事業所に出向勤務していたことがうかがえると主張している。

しかしながら、当該複数の写真のうち、職場の写真と思われるものに申立期間中の日付が書かれたものは見当たらない上、申立人がE事業所に勤務していたことがうかがえると主張する写真について、同期の同僚一人は、「昭和23年頃のA社におけるG行事の写真である。」と供述しており、当該写真の裏面の記載内容とも一致していることから判断すると、当該写真により、申立人の申立期間②における勤務実態（E事業所に出向していたことを含む）を確認することはできない。

さらに、同期の同僚二人に再度聴取したところ、一人は、「A社はH工場であったので、終戦で会社全体の仕事が減ったことにより、25人くらいが解雇になった。申立人も自分も解雇になった。」と供述し、一人は、「終戦後、H工場ではなくなり、仕事が少なくなって、申立人と一緒に解雇になった。私はそれきり辞めたが、申立人はまた呼ばれて長く勤めた。」と具体的に供述している。このほか、同期ではない別の同僚二人からも、「終戦頃、大勢解雇された。」「終戦後、事業規模の縮小が多分あったと思う。」との供述が得られた。

なお、事業主は、解雇を含む事業規模縮小が行われたかは不明であるが、H工場であったことは社史により確認できると回答している。

- 4 このほか、申立期間①及び②について、事業主は、i) 昭和61年5月頃に作成されたと考えられる社内資料において、申立人の入社年月日が19年4月1日となっていること、ii) 保管している複数の「I（社内報）」によると、申立人の勤続年数の起算日は昭和22年頃となるこ

と、iii) 当該「I (社内報)」は職場内で回覧されていたこと等から、昭和 22 年以降の勤務は継続していると言えるが、それ以前については資料が無く不明と回答している。

また、今回の再申立てにおいては、申立人は、J 法人 (現在は、K 法人) による表彰状を追加提出し、表彰を受けた昭和 53 年 3 月時に満 35 年勤務を迎えたと主張している。

しかしながら、当該表彰状については、その記載内容に満 35 年勤務であることを確認できる記載は無い上、K 法人は、「当該表彰は推薦をする事業所の規定にもよるが、当法人の表彰規定においては、『同一事業所に 20 年以上勤務』によるものであるため、『満 35 年勤務』を認める表彰とは意味合いが多少異なる。」と回答している。

また、事業主は、保管している昭和 57 年 7 月 1 日付けの「I (社内報)」において、申立人が 35 年永年勤続褒賞に該当していることが確認できるため、当該表彰状は、満 35 年勤務にあたり表彰されたものとは認められないと回答していることから、当該表彰状により、申立人の申立期間①及び②における勤務実態を確認することはできない。

さらに、同僚延べ 20 人に照会したところ 16 人から回答があったが、上述のほかには、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

- 5 このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかには年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。